

(共催講習会)

(公社) 東基連 八王子労働基準協会支部

(多摩地区支部共催講習会)

安全衛生推進者養成講習会のご案内

労働安全衛生法では、10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては、安全衛生推進者を選任し、所定の事項を行わせなければならない定めとなっています。対象事業場は末尾参照

当支部では、登録養成講習機関として養成講習を実施いたしますので、この機会にまだ安全衛生推進者を選任していない事業場や選任後、人事異動等で不在にならないよう、是非計画的に受講して資格をとられますようご案内申し上げます。

記

1. 日時・開催場所

回	開催日	時間	開催場所
1	2019年 5月27日(月)、28日(火)	9:20 ~16:30	たましんRISURUホール 立川市錦町3-3-20
2	2019年 11月26日(火)、27日(水)		八王子労政会館 2階 第一会議室 八王子市明神町3-5-1
3	2020年 3月11日(水)、12日(木)		たましんRISURUホール 立川市錦町3-3-20

2. 定員/申込締切日

各回 50名 /開催日10日前 但し、定員になり次第締め切ります。

3. 受講料等(消費税込)

受講料	テキスト代	合計金額
11,044 円	1,430 円	12,474 円
テキスト代は、消費税が改正された場合の予定額です。 差額が生じた場合は、講習会当日に返金させていただきます。		

4. 実施団体

公益社団法人東京労働基準協会連合会

(東京労働局長登録 推第1号 登録満了日:2024年3月31日)

5. 科 目

厚生労働省労働基準局長が定めるカリキュラムによる

6. 申込手順

① 受講申込書に必要事項記入(銀行振込・現金書留を選択)の上、FAXしてください。【仮申込】

② 受講料、テキスト代の支払い(振込または現金書留)と、必要書類を郵送してください。【正式申込】
郵送するもの:◆写真2枚(縦30mm×横24mm、上三分身、背景無地、6ヶ月以内に撮影したもの、裏面に氏名を記入)◆受講申込書(①でFAXしたものの原紙)

★ 本講習の終了証は、講習会終了後当日に交付となりますので、①の仮申込後、速やかに②の正式申込をお願いします。正式申込が遅れると、修了証の交付が後日になることがあります。

★ キャンセルについては、受講日5日前までに申し出ください。それ以降は受講料の払い戻しはできません。

7. 申 込 先

(公社) 東基連 八王子労働基準協会支部 (FAX:042-644-2092)

〒192-0046 八王子市明神町1-10-14南多摩建設会館2階 (TEL:042-644-2090)

8. その他

① 当日の受付は、9:00から開始しますので、9:15までに受付を済ませてください。

② 「安全衛生推進者」の選任が必要な業種

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む。)、電気業、
ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸小売業、家具・建具・什器等卸小売業、
燃料小売業旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

なお、必要事項が記載されていなく、仮申込後、10日過ぎても正式手続きがされない場合は、キャンセル扱いとなりますのでご注意ください。